二条の七十第二項第一号、第二十二条の七十一第二項第一号、第六項第一号、第七項第一号及び第八項第一号、第二十二条の七十二第三項第一号、第二十二条の七十三第二項第一号並びに第二十二条の七十九第一項第一号、第三項第一号及び第四項第一号の改正規定中「第二十二条の二十三第九項第一号、第十四項第一号、第十五項第一号、第十六項第一号、第二十一項第一号及び第二十二項第一号」を「第二十二条の二十三第十二項第一号、第十七項第一号、第十八項第一号、第十九項第一号、第二十四項第一号及び第二十五項第一号」に改める。

第一条のうち租税特別措置法施行規則第二十三条の二の二第六項第一号の改正規定中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下この章において同じ。」を削る。

第一条のうち租税特別措置法施行規則第二十三条の九第二十九項第一号の改正規定中「第二十三条の九第二十九項第一号」を「第二十三条の九第二十九項第一号イ」に改める。

附則第二十三条中「第十八条の十二第三項」を「第十八条の十二第四項」に改める。

附則第四十二条の次に次の一条を加える。

（外国金融機関等の店頭デリバティブ取引の証拠金に係る利子の課税の特例に関する経過措置）

第四十二条の二　新規則第十九条の十四の二第四項の規定は、施行日以後に提出する同項に規定する非課税適用申告書について適用し、施行日前に提出した旧規則第十九条の十四の二第四項に規定する非課税適用申告書については、なお従前の例による。

2　新規則第十九条の十四の二第九項の規定は、施行日以後に提出する同項の申告書について適用し、施行日前に提出した旧規則第十九条の十四の二第九項の申告書については、なお従前の例による。

3　新規則第十九条の十四の二第十三項の規定は、施行日以後に受理する同条第六項に規定する非課税適用申告書等について適用する。

附則第四十五条第一項中「第二十条第九項、第十四項から第十六項まで、第二十一項及び第二十二項」を「第二十条第十二項、第十七項から第十九項まで、第二十四項及び第二十五項」に、「同条第九項若しくは第十六項」を「同条第十二項若しくは第十九項」に、「同条第十四項、第十五項、第二十一項若しくは第二十二項」を「同条第十七項、第十八項、第二十四項若しくは第二十五項」に、「第二十条第九項若しくは第十六項」を「第二十条第十二項若しくは第十九項」に改め、同条第五項を削り、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とし、同条第八項中「第二十二条の二十三第九項、第十四項から第十六項まで、第二十一項及び第二十二項」を「第二十二条の二十三第十二項、第十七項から第十九項まで、第二十四項及び第二十五項」に、「同条第九項若しくは第十六項」を「同条第十二項若しくは第十九項」に、「同条第十四項、第十五項、第二十一項若しくは第二十二項」を「同条第十七項、第十八項、第二十四項若しくは第二十五項」に改め、同条第九項を同条第八項とし、同条第十一項を同条第十項とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中租税特別措置法施行規則第四十条の四（見出しを含む。）の改正規定、同令第四十条の二の改正規定（同条第二項第一号に係る部分を除く。）及び同令第四十条の次に二条を加える改正規定（第四十条の二に係る部分に限る。）　平成二十七年五月一日

二　第一条中租税特別措置法施行規則第十八条の十三の改正規定（同条第三項に係る部分を除く。）、同令第十八条の十三の四第三項の改正規定、同令第十九条の十四の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定及び同令第二十三条の二第三項の改正規定並びに附則第十八条の規定　平成二十七年七月一日

三　第一条中租税特別措置法施行規則第二十三条の五の三第八項を削る改正規定及び同条第七項第一号の改正規定並びに附則第二十四条第四項及び第十三項の規定　平成二十七年九月三十日

四　第一条中租税特別措置法施行規則第四条の四の改正規定、同令第五条の五の二の次に一条を加える改正規定、同令第五条の六の改正規定（同条第七項第三号中「独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所理事長」を「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所理事長」に改める部分を除く。）、同令第五条の七第三項の改正規定（同項第一号イ」の下に「又は口」を加える部分を除く。）、同令第五条の八（見出しを含む。）の改正規定、同令第五条の十（見出しを含む。）の改正規定（同条第一項中「第十条の五の三第一項」を「第十条の五の二第一項」に改める部分、「同条第一項に規定する個人」を「特定中小事業者（同条第一項に規定する特定中小事業者をいう。以下この項及び第四項において同じ。）」に改める部分、同項第二号中「当該個人」を「当該特定中小事業者」に改める部分、同項第四号に係る部分、同条第二項に係る部分、同条第三項に係る部分及び同条第四項に係る部分（財務省令で定める書類の」を「経営改善指導助言書類の」に改める部分を除く。）に限る。）、同令第五条の十一の改正規定、同令第五条の十二の改正規定、同令第五条の十六の改正規定、同令第五条の十七を削る改正規定、同令第五条の十八の改正規定（「第六条の八第二項」を「第六条の六第三項」に、「第十三条の二第一項」を「第十三条の二第一項」に改める部分に限る。）、同条を同令第五条の十七とする改正規定、同令第十四条第五項第三号イの改正規定、同令第十八条の十の二第一項の改正規定、同令第十八条の十一の改正規定（同条第四項第一号ロに係る部分を除く。）、同令第十八条の十三第三項の改正規定、同令第十八条の十三の四第一項第三号の改正規定、同令第十八条の十三の五第十項の改正規定、同令第十八条の十四の二第二項第二号の改正規定、同令第十八条の十五第九項第五号の改正規定、同令第十八条の十六の二第三項第二号の改正規定、同令第十八条の十五の三第三項の改正規定、同項の次に一項を加える改正規定、同令第十八条の十五の八の改正規定、同令第十八条の十五の九第二項の改正規定、同令第十八条の十五の十第一項の改正規定（同項第一号に係る部分を除く。）、同条を同令第十八条の十五の十とし、同令第十八条の十五の九の次に二条を加える改正規定、同令第二十三条の五の三第十九項を同条第二十項とし、同条第十八項を同条第十九項とし、同条第十七項を同条第十八項とする改正規定、同条第十六項を同条第十七項とする改正規定、同条第十五項第一号イの改正規定、同項を同条第十六項とする改正規定、同条第十四項を同条第十五項とする改正規定、同条第十三項第一号の改正規定（「法第七十条の二の二第二項第二号に規定する」及び「（第三号及び次項において「教育資金管理契約」という。）」を削る部分に限る。）、同項を同条第十四項とする改正規定、同条第十二項を同条第十三項とする改正規定、同条第十一項を同条第十二項とする改正規定、同条第十項を同条第十一項とする改正規定、同条第九項を同条第十項とする改正規定及び同条第七項を同条第九項とし、同条第六項の次に二項を加える改正規定（同表の備考1及び備考2(3)から(5)までに係る部分を除く。）、同令別表第七(二)の改正規定及び同令別表第七(三)の改正規定並びに附則第十条、第十二条及び第二十六条の規定　平成二十八年一月一日

五　第一条中租税特別措置法施行規則第二章（第十一条の三第十四項を除く。）中「国内に恒久的施設を有する非居住者」を「恒久的施設を有する非居住者」に、「国内に恒久的施設を有する外国法人」を「恒久的施設を有する外国法人」に改める改正規定、同令第三条の十八第一項第二号の改正規定、同項第三号の改正規定、同項第四号の改正規定、同条第七項及び第八項の改正規定、同条第十項の改正規定、同条第十六項の改正規定、（「第三条第十五項」を「第三条第十四項」に改める部分に限る。）、同条第十七項及び第二十一項の改正規定、同条第二十三項の改正規定（同項第二号に係る部分を除く。）、同条第二十四項の改正規定、同条第二十五項の改正規定、同条第二十七項の改正規定、同条第三十項の改正規定、同令第三条の十九の改正規定（同条第一項第一号に係る部分を除く。）、同令第三条の二十の改正規定（同条第一項第三号に係る部分、同条第二項に係る部分及び同条第三項に係る部分を除く。）、同令第四条第六項の改正規定、同令第五条の三第五項の改正規定、同令第十一条の三第十四項の改正規定、同令第十八条の十の二第五項第一号イ(4)の改正規定、同令第十八条の十一第四項第一号ロの改正規定、同令第十八条の十の二第五項第一号イ(4)の改正規定、同令第十八条の十一第四項第二号の改正規定、同令第十八条の十二第一項第二号の改正規定、同令第十八条の十五の三第七項第二号の改正規定、同令第十八条の十九の二の次に二条を加える改正規定、同令第十九条の七の改正規定（同条第一項第一号に係る部分を除く。）、同令第十九条の十一の四の次に一条を加える改正規定、同令第十九条の十二第一項第七号及び第八号イの改正規定、同条第十三項第四号の改正規定、同令第十九条の十三の改正規定（同条第一項第一号に係る部分を除く。）、同令第二十二条の十九の二第二項第四号の改正規定、同令第二十二条の十九の三第一項第五号の改正規定並びに同令別表第七(一)の改正規定（同表の備考1及び備考2(3)から(5)までに係る部分に限る。）

平成二十八年四月一日